

正しい操作で、安全除雪!!

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に注意して操作しましょう。

(1) 作業を行う前に、必ず取扱説明書をよく読んで、正しい使い方を理解しましょう。

(2) 雪詰まりを取り除くときは、必ずエンジンを停止し、回転部(オーガ、ブローア)が完全に停止してから雪かき棒を使って行いましょう。

(3) 回転部に近づくとときは、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に停止してから作業を行いましょ。

(4) 後進時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意しましょう。

(5) 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に、人や車・建物がないことを確認しましょう。また、除雪機の周りには絶対に人を近づけないようにしましょう。

(6) 安全装置が正しく作動しない状態では、使用しないようにしましょう。また、安全装置を意図的に解除したり、故障を放置したままでは使用しないようにしましょう。

問い合わせ先

一般社団法人日本農業機械工業
除雪機安全協議会

電話 03-3433-0415

Webサイト <http://www.jfmma.or.jp>

成年後見制度の最近の動き ～後見制度支援信託を中心に～

1 成年後見制度とは?

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方(「本人」といいます。)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。高齢化社会の進展に伴って、成年後見制度の利用者数は年々増加しています。

2 後見制度支援信託とは?

後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として成年後見人等が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。信託した財産を成年後見人等が払い戻すには、家庭裁判所が発行する文書が必要になります。本人の財産を適正・安全に管理するための仕組みであり、平成24年2月に導入されました。

家庭裁判所では後見制度支援信託の利用を積極的に進めており、利用者数は急増しています。また、多くの家庭裁判所では、毎年決まった時期に自主的に本人の状況を報告していただくよう成年後見人等をお願いしています。

守ります 街の安全110番

1月10日は110番の日です。

緊急通報は110番、

相談電話は「#9110」に!

110番を正しく利用していただくために、毎年1月10日を「110番の日」と定めています。

《110番は緊急通話用ダイヤルです》

皆さんからの通報で警察がいち早く事件。事故を知ることで、犯人の検挙や被害者の救護などに的確に対応できます。事件や事故などに遭ったり、見たりしたら、ためらわず110番へ通報してください。

《110番のかけ方のポイント》

- ①何があったのか
- ②何日の何時のことか
- ③場所の目標となるものは
- ④犯人の特徴は
- ⑤事件・事故の概要は
- ⑥自分は誰で、事件・事故との関係は
- ⑦連絡手段は

《携帯電話で110番をする場合》

車で移動しながらや歩きながらの通報は、通話が途切れることがありますので控えてください。また、車の運転をしながらの通報は法令違反となりますので、車を安全な場所に停止して通報をお願いします。

《聴覚など障害者用メール110番》

耳や言葉の不自由な方が携帯電話のEメール機能を利用して警察への緊急通報ができるシステムが「メール110番」です。

通報するときは、必ず「場所の詳細」。「メールアドレス」を入力してください。

携帯電話からのアクセスは

<http://www.police.pref.hokkaido.jp/keitai.html>

※メールの利用には、携帯電話の通話料がかかります。

《困りごと相談や各種照会などは「#9110」か最寄りの警察署などへ》相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「#9110」警察専用相談電話をご利用ください。

※ダイヤル回線電話、IP電話等で短縮ダイヤルが利用できない電話機は、旭川方面本部…0166-34-9110 遺失物・拾得物の届出、諸願手続に関する紹介などは、最寄りの警察署または交番・駐在所の電話をご利用ください。

ご存知ですか?「無期転換ルール」

《無期転換ルールとは》

平成25年4月1日以降に有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。

制度の詳細は北海道労働局労働基準部監督課(代表 011-709-2311)までお問い合わせください。

情報

インフォメーション

運転免許更新時 講習のお知らせ

違反運転者講習(2時間)

1月13日(水) 15時00分から
天塩町社会福祉会館

初回更新者講習(2時間)

1月13日(水) 10時00分から
天塩町社会福祉会館

一般運転者講習(1時間)

1月13日(水) 13時45分から
天塩町社会福祉会館

優良運転者講習(30分)

1月13日(水) 13時00分から
天塩町社会福祉会館

1月14日(木) 18時30分から
北留萌消防組合消防署

幌延支署2階

1月16日(土) 18時30分から
遠別町生涯学習センター

稚内海上保安部からのお知らせ

【1月18日は「118番の日」です】

「118番」は海上保安庁の緊急通報用電話番号です。

次のような場合は118番に通報してください。

- ①海上で事故にあったまたは目撃した
- ②密漁や不法投棄など海の犯罪の情報を得た
- ③不審な船を発見した
- ④油等の流出を発見した、など。

118番は一般加入電話や携帯電話などから無料で掛けることができ、通報するときは、「いつ」「どこで」「なにがあった」などを落着いて伝えてください。

いたずらなど虚偽の通報があると本来の緊急通報の妨げとなり、人命救助などに重大な障害を与えることとなりますので、正しくご利用ください。

また、海を利用する際はパソコンやスマホから利用できる「MICS(ミックス) <http://kaiho.mlit.go.jp/info/mics/>」を活用してください。

灯台等で観測した気象や、海上工事情報、潮汐や日出及びライブカメラによる海上模様など海の安全に必要な情報をインターネット及びテレホンサービスで提供しています。また、海難事故や気象警報など緊急情報のメール配信を行っています。

まずは、「MICS(ミックス)」と検索してください。